

第69回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成22年12月7日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩
7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 12番 遠藤 泰三 13番 松林 貢
14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）

欠席委員 11番 林原 成子

事務局 仲田会長 渡邊事務局長 松浦主査兼農務係長 大許主幹 宅和主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第36号 買受適格証明願に対する証明及び許可について

ウ 第37号 買受適格証明願に対する意見具申について

エ 第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

オ 第39号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第40号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

6 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (倉敷委員)

現地調査に引き続き第69回農地部会を開催いたします。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、それでは議席番号9番の森中 喜輝委員と議席番号10番の角田 忠雄委員にお願いいたします。

また今日の欠席は、林原委員さんが欠席でございます。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第35号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

始めに4ページ、番号34の彦名について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号34の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、営農に便利な自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は78aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

6番（安田委員）

なんら問題はないと思います。また新規就農して今年から農業をされる人です。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号35の葭津について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号35の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が農地を効率的に利用するため、自作地に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は91aとなります。提出書類に不備はありませんで

したので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（倉敷委員）

地元委員さんに現地調査をお願いしております。地元委員さんからの報告がございますでしょうか。

1 番（石橋委員）

現地見ましたところ、この耕作者の道のあたりですけれども、今買受けを予定されている土地は、道に面してかかわっているために買受を求められました。耕作のために求められることでして、なんら問題ないと思われまふので、よろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、番号36番の夜見町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号36の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、営農に便利な自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は70aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんからなにか報告がございますか。

16 番（竹中委員）

この畑は、淀江町の方が持つておられましたが、長い間放置されておりまして草がぼうぼうのところですよ。買受人がねぎ作りをされるということですので、許可要件についてはなんら問題ないと思われまふので、よろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

4（高西委員）

元の地権者が淀江ということで、淀江の出身なので気になってですが、いつ頃からこれは取得されたんでしょうか。

事務局（宅和主幹）

淀江の方が、昭和55年12月25日に売買で取得されておられます。

4（高西委員）

気になったのは、たぶんそうではないかと思って。今後はお互い審議するときに考えなきゃいけないと思うのですが、ただ申請が出てきたから、周囲に問題がないからと安易に異議なしで認めるのではなく、本当に耕作する意識があるのかなのか、投資目的でこれを買って、周辺農家の方に迷惑掛けることがないようにしないといけないと思って。特に淀江ということだったものですから。普通の場合は、淀江の人がこういったところを買わない、こんな面積をね。干拓地とかまとめた面積なら分からないでもないけども。それからちょっと聞いたわけです。分かりました。

議長（倉敷委員）

その辺は配慮してやってください。

続きまして、番号37、38の古市について、関連ですので一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号37と番号38の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、番号37の農地と番号38の農地をお互いに交換しようとするものです。交換後の経営面積は37番の譲受人が90a、38番の譲受人が91aとなります。

この度の農地の交換につきましては、本年度の部会で議決されまして許可書を発行したのですが、農地部会開催日の直前に申請者の一人が亡くなられたため、発行した許可書が無効となりました。そして、この度、相続登記をした上で、改めて交換による所有権移転の許可申請書を提出されたものです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

地元委員さんなにか報告がございまでしょうか。

9 番（松林委員）

現地調査をとということでしたので、11月29日に現地を見させていただきました。37番につきましては、野菜作りとかきちんちんと耕作されていました。38番は3年耕作がしてなくて草が生えてましたが、きれいに草も刈ってありまして何事もないようでございますので、よろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号39の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号39号の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が農地を効率よく利用するため、自作地に近接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は104aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

地元委員さんからの報告がございますでしょうか。

2 番（福田委員）

この土地は、譲渡人が相続によって取得した土地でございますが、現実には譲渡人の方で、労力不足で耕作できないので人に頼んで耕作していた土地です。譲受人の方が近場で農地を探してございまして、売買で譲受人が取得する案件でございます。問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に5ページ40番の河岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号40の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が規模拡大のため、自作地に臨接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は111aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんなにか報告がありますでしょうか。

2番（福田委員）

この土地は、譲渡人が労力不足のために廃農したいということで売却のご希望を持っておりましたところ、この度譲受人が購入してもよいということになりまして、合意に達したものです。なんら問題ないと思われますのでよろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんから報告がございましたが、何かご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に41番の淀江町高井谷について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号41の淀江町高井谷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が営農に便利な自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は214aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

地元委員さんにか説明がありますでしょうか。

15 番（唐来委員）

買受人側からの希望により買受人の自宅近くにある農地 96 m²、畑ですけど、そこは長年にわたって果樹ですとか花なんかを買受人が作っておられまして、そこをこの度売買で取得したいという案件でございます。許可要件については特に問題がないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんから説明がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして 6 ページの議案第 36 号をお願いいたします。

買受適格証明願に対する証明及び許可について、下記証明願について、農林水産省構造改善局長通知により買受適格を有する旨を証明するとともに、証明書の交付を受けた者が買受人となった場合には、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を行いたいので議決を求めます。

7 ページ、番号 1、2、3 番について、事務局から説明してください。

事務局（宅和主幹）

番号 1 番から 3 番の買受適格証明願に対する証明及び許可について説明します。3 件の申請とも鳥取地方裁判所米子支部からでております競売物件です。

番号 1 の申請者ですが、規模拡大のために自作地に隣接する農地を買い受けようと申請したものです。取得後の経営面積は 191 a となります。

次に番号 2 の申請者は、実家のある日野町に農地 82 a を所有して営農しておられますが、この度、市内でも営農したいということで申請をされたものです。取得後の経営面積は 91 a となります。

番号 3 の申請者は、規模拡大のため農地を買い受けようと申請したものです。取得後の経営面積は 198 a となります。

以上、提出された書類及び3条申請が提出された場合の許可要件に疑義はございませんでした。なお、落札された場合は、3条申請が後ほど提出されますので、その許可も併せてご審議お願いいたします。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

4番（高西委員）

ちょっと聞いてみるけど、〇〇っていうのは。

いや、〇〇さんなんかはよく分かるけども、本当に仮に落札したら百姓するかな。

8番（隠樹委員）

百姓はやってる。百姓しかないですから。

4番（高西委員）

それは、するかしないか言ったら、本人はしますと言うわな。本当に農業してもらえばいいけど、投資目的で買われたら地元で困る。まあ、分かりました。

議長（倉敷委員）

いいですか。

議長（倉敷委員）

そういたしますと、8ページの議案第37号をお願いいたします。

買受適格証明願に対する意見具申について、下記証明願について、農林水産省構造改善局長通知により、買受適格証明願に対する意見を具申するとともに証明書の交付を受けた者が買受人となった場合には、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号1について、事務局から説明をしてください。

事務局（宅和主幹）

番号1について説明いたします。

申請者は、大山町に居住され、大山町で124aの面積を耕作されておられます。この度、道路も整備され出荷にも便利な当該

農地を買い受けようと申請したものです。農業の常時従事者は申請者の妻であり、甘藷の作付けを計画されておられます。

以上、提出された書類及び許可要件に疑義はございませんでした。なお、落札された場合は、3条申請が後ほど提出されます、その許可に対する意見も併せてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号1番について事務局から説明がありましたが、ご意見質問等ございますでしょうか。

1番（石橋委員）

これは地目田ですよ。

4番（高西委員）

どんな具合でそこを取得したのか。

事務局（大許主幹）

3条で、今の所有者は相続された方でして、そのお父さんが取得しておられます。3条で。年度は覚えていませんが。

議長（倉敷委員）

他になにかございますか。

1番（石橋委員）

取得後は甘藷ですか。

事務局（宅和主幹）

計画書が出ておりますが、甘藷を計画されておられます。

1番（石橋委員）

分かりました。

議長（倉敷委員）

他になにかございますか。

4番（高西委員）

もう一度聞くけど、〇〇さんは、相続した人から買われたわけか。

事務局（大許主幹）

いや、ここに書いてある人は相続して取得された方で、親が買われたということです。

4 番（高西委員）

それは淀江の人か。

事務局（大許主幹）

米子市の方です。平成6年に買われて、亡くなられて、現在の所有者に平成12年に相続されてます。

4 番（高西委員）

じゃあ他にも農地を持っておられたわけだな。

事務局（大許主幹）

持っておられると思います。3条ですので。

4 番（高西委員）

なんだかちょっと釈然としないけど

議長（倉敷委員）

いいですか。そうしますと許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に番号2番について、事務局から説明をしてください。

事務局（宅和主幹）

番号2について説明いたします。

申請者は、南部町に居住され、南部町で147aの面積を耕作されておられます。この度、規模拡大のため、当該農地を買い受けようと申請したものです。農業の常時従事者は申請者本人です。水稻の作付けを計画されておられます。

以上、提出された書類及び許可要件に疑義はございませんでした。なお、落札された場合は、3条申請が後ほど提出されますので、その許可に対する意見も併せてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号2番について事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議なしの声がありました。許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして、10ページの議案第38号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

議長 (倉敷委員)

番号42の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番 (安田委員)

今日最初に現地調査したところですが、現在は夜見町のアパートに家族4人で住んでおられますが、たまたま実家の方が畑が遊休地になってまして、親の面倒も見るということで、妻の実家の近くの申請地に住宅を計画したものです。

排水の方も地元実行組合といい話になったということです。よろしくお願いします。

議長 (倉敷委員)

ただ今番号42について説明がありましたが、ご意見・質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして番号43の石井について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番 (松林委員)

一番最後に見ていただきましたが、あれから100m位上に店がありまして、その前に喫茶店があります。そこに指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型を実施するというので、障がい者の方がその喫茶店で働いてというような事業をしておられます方が、駐車場が少ないものですから、駐車場に貸せると、駐車場は舗装はしないと、すぐに現状に復帰できる形で貸したいということで、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。転用することについて問題ありませんのでよろしくお願

します。

議長（倉敷委員）

番号43について、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして番号44、淀江町中間について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（高西委員）

場所は淀江岸本線の横ですが、佐陀川右岸の土地改良区が「新農業水利システム」によってひ門を新設するのに伴いまして、そこを一時転用して作業用道路及び資材置場として申請が出ているものでして、なんら問題ありませんが、終わったら原形復旧して元に戻すということですので、よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

番号44について地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ番号45の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（高西委員）

これは10月の部会から毎月10月11月と現地行きましたが、米子東病院の横の方入ったところで、続いてやはり不動産屋さんが斡旋されて土地が売れたようでして、今回申請が出たわけですが、今までも説明したとおりなんら問題のないところで、よろしくご審議していただきますようお願いいたします。

議長（倉敷委員）

番号45について地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、13 ページ、議案第 39 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画 (案) について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めます。

14 ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が 74 件、転貸に係る担い手育成機構借入の設定が 7 件、それに伴う機構からの転貸が 2 件ございます。

それでは、15 ページ転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 12-1 について審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

(石橋委員退席)

議長 (倉敷委員)

そういたしますと、番号 12-1 について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (松浦主査)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。番号 12-1 は、再設定でして経営面積は 796a でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 (倉敷委員)

ただいま番号 12-1 について事務局から説明がございましたが、何か質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、決定といたします。

番号 12-1 の審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長（倉敷委員）

続きまして番号 12-2 から 42 ページ番号 12-74 まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

引き続きまして、番号 12-2 から番号 12-4 までは、認定農業者である借り人の要望による設定となっており、後に農地保有合理化事業にも出てきますが、設定後の経営面積は、219 a となっております。なお、12-4 は耕作放棄地解消地でございます。

番号 12-5 は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、92 a となっております。

番号 12-6 から 12-9 は、借り人は同じ方ですが、12-6 は借り人の高齢化、12-7 は耕作不便、そして 12-8 は兼業、12-9 は高齢化を理由に賃貸借を設定されるもので、借り人の設定後の経営面積は、212 a となっております。

番号 12-10 は、これも耕作放棄地解消でございます。認定農業者である借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、272 a となっております。

18 ページ番号 12-11 は、再設定でございます。

番号 12-12 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、247 a となっております。

番号 12-13 は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、109 a でございます。

番号 12-14 は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、273 a となっております。

番号 12-15 は、貸し人の耕作不便での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、135 a となっております。

番号 12-16、12-17 は、再設定でございます。

番号 12-18 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、3,468 a となっております。

番号 12-19 は、認定農業者でございますが、担い手機構からの借り入れの設定となっており、設定後の経営面積は、378 a となっております。

番号 12-20 から 24 ページまで番号 12-47 は、いずれも再設定でございます。

続きまして番号 12-48 から 12-51 までは、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、286 a となっております。

ります。

番号12-52から27ページですが番号12-58までは、いずれも再設定でございます。

番号12-59-1から40ページまでですが、12-70-2までは、いずれも移讓年金受給のための親子間での設定でございます。

10年間の使用貸借が切れるため再設定を行うものでございます。

番号12-71から番号12-74は、いずれも再設定でございます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号12-1から番号12-74まで説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして44ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して47ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、44ページでございますが、農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございますが、いずれも耕作放棄地解消事業で解消する農地でございます。これにつきましては、地元富益、崎津の農業委員さんにご協力をいただいたと伺っております。

この農地を、47ページでございますが、12-1は認定農業者、12-2は認定就農者に転貸される案件でございます。

設定後の経営面積は、12-1が219a、12-2は160aとなっております。以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

担い手育成機構が借受けて転貸する案件について説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、決定といたします。

次に 49 ページ議案第 40 号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用計画の一部変更(案)について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき意見を求めます。

50 ページ、番号 5 の下新印について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (松浦主査)

5 番ですが、申請者は現在地元で自動車整備工場を経営していますが、工場兼事務所が手狭なため、近くの土地を借りて整備車両等の保管場所として利用しておられます。しかし、借地の限られた土地では保管場所として十分なスペースが確保できず、近隣の土地所有者に駐車場として買入れたい旨の申し入れを行っておりましたが、同意を得ることができなかつたところがございます。この度申出地の所有者のみから同意を得ることができたということで当該地を選定されてところでございます。

現在の経営規模で最小限の保管スペースとして 24 台分、476 m²を確保する計画でございます。また、残る農地の農業上の利用の効率性を考慮した上で必要最小限の面積・形状で計画されたところです。

それに対する市としては、協議地は、既存の集落に接続している土地であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮したうえで計画されていることから、変更後の土地利用の混在、農地の集団性、農業上の作業の効率性及び担い手の農地利用集積への支障は軽微であること。また、擁壁設置により土地の流出防止対策が計画されていること。それから雨水排水は隣接する水路に自然流下する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障も軽微であります。

以上、法第 13 条第 2 項各号について検証を行った結果、除外の基準を満たしており、農用地区域内ではありますが、計画変更はやむを得ないと判断されております。以上ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 (倉敷委員)

番号 5 について事務局から説明がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

6 番（安田委員）

ちょっと聞いて見ますが、田がまだ多くありますが、油の方は問題ないですか。

事務局（松浦主査）

事故車両10台、代車10台廃車等ということですが、アスファルト舗装はしないということで、雨水のみと伺っていますが、油等が出るということは特には聞いておりません。

議長（倉敷委員）

いいですか。

6 番（安田委員）

はい。

4 番（高西委員）

だけどもその考えはいけない。舗装がしてあるから油が流れる、舗装しないから油が流れないじゃなく、油が浸透してしまう。隣地の人がどういっているか知らないが、本来なら管理槽でも作ってもらってするのが本当だけれど。まあ地元の人や隣地の人になにとんなればな。板金屋さんだから疑ってかかるわけじゃないけども、何かあったときはいけないので、そこまで指導してあげればいいのだけど。

事務局（松浦主査）

隣の農地につきましては売られた方ですが、ご了解の上で承知しておられるということです。

議長（倉敷委員）

他に何かご意見ございますでしょうか。

（なしの声あり）

議長（倉敷委員）

そうしますと異議なしと認めます。

次に、番号6の淀江町淀江について、事務局から説明をお願いします。

事務局（松浦主査）

6番でございます。淀江町淀江で、441 m²の内 99.18 m²に駐車場設置ということでございます。現在、協議者は居住地の敷地いっばいに自己用住宅を建築しておられまして、所有する3台の車の駐車スペースが確保できず、通路に駐車している状況でございます。

また、近くに所有地もなく、この度協議地の所有者が市外に居住しておられる方でして、当該土地を売却したいとの意思を示されたため、その一部の土地を買い受けて駐車場を確保する計画をされたということです。

申請地は、3台の車を効率よく駐車するということでの計画と伺っております。

市としての考えは、協議地は、既存の集落に接続している土地であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮したうえで計画されていることから、変更後の土地利用の混在、農地の集団性、農業上の作業の効率性及び担い手の農地利用集積への支障は軽微である。また、雨水排水は隣接する水路に自然流下する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もございません。

以上、法第13条第2項各号について検証を行った結果、除外の基準を満たしており農用地区域内ではありますが、計画変更はやむを得ないと判断されております。以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

番号6について事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議なしと認めます。

次に、審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

53ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号23から54ページ番号27までの5件を受理しております。

続きまして、55ページ（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号32から56ページ番号39までの8件を受理しております。

続きまして、57ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号9、10の2件を受理しておりま

す。

続きまして、58 ページ（4）非農地現況証明について、番号 25、26 の 2 件を証明しております。

続きまして、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、59、60 ページのとおり 2 件、鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、61 ページ（6）農地転用現況確認書交付について、番号 35、36 の 2 件を交付しております。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

（県農業会議員事務報告）

議長（倉敷委員）

ただ今会長から報告がございましたが、これについてご意見ご質問等ございますでしょうか。

（なしの声あり）

議長（倉敷委員）

本日予定していました審議は以上ですが、議題などの追加等はございませんか。

4 番（高西委員）

議案の追加ではないがちょっと事務局に聞いてみたいが、この前のときあった例の農協から出てたのは、農協はどう言っていたか。

事務局（松浦主査）

事務連絡でお話する予定にしておりましたが、説明に来てもらうようお願いをして、市の方も出るということでございます。

1 2 月は議会等で間に合いませんでしたので、1 月大変お忙しい時期ではございますが、農政振興部会の後にこの円滑化事業について市と農協に来てもらって、説明会を開くよう計画しております。

4 番（高西委員）

農地部会の人もこのときに。

事務局（松浦主査）

はい、皆さんに出てもらって質問等していただきたいと、その後審議といたしましては、農地部会にお計りしておりますので、皆さんよろしければ2月の部会で、審議をお願いしたいと、それまでに1月にしっかりと質問して納得しておいていただきたいと思います。こういった流れでよろしいでしょうか。

4番（高西委員）

わかりました。

議長（倉敷委員）

なにか事務局からの連絡事項は。

事務局（松浦主査）

（（1）農地利用集積円滑化事業規程について、（2）選挙人名簿登載申請について、（3）23年農作業労働標準賃金について、（4）資料配布について説明）

議長（倉敷委員）

そういたしますと第69回の農地部会を終了してもよろしいでしょうか。

どうも皆さん長い間慎重審議いただきましてありがとうございました。

閉　　会　　午後4時